

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第7部門第1区分
【発行日】令和6年3月27日(2024.3.27)

【国際公開番号】WO2022/270140
【出願番号】特願2023-529649(P2023-529649)

【国際特許分類】

H 0 1 M 1 0 / 0 5 8 (2 0 1 0 . 0 1)
H 0 1 M 1 0 / 0 5 6 2 (2 0 1 0 . 0 1)
H 0 1 M 1 0 / 0 5 2 (2 0 1 0 . 0 1)

10

【F I】

H 0 1 M 1 0 / 0 5 8
H 0 1 M 1 0 / 0 5 6 2
H 0 1 M 1 0 / 0 5 2

【手続補正書】

【提出日】令和5年12月12日(2023.12.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

リチウム元素を含む正極活物質を含む正極活物質層を有する正極層と、
負極層と、
前記正極層と前記負極層との間に位置する固体電解質層と、
前記固体電解質層に少なくとも一部が埋め込まれている参照電極と、
を備え、
前記参照電極は、前記参照電極のうちの前記固体電解質層に埋め込まれている部分の少
なくとも一部を構成するリチウムと合金化しない金属を含む金属部材を有する、
電池。

30

【請求項2】

前記リチウムと合金化しない金属は、ステンレスである、
請求項1に記載の電池。

【請求項3】

前記金属部材は、金属線部材である、
請求項1または2に記載の電池。

【請求項4】

前記金属部材は、前記リチウムと合金化しない金属を被覆し、リチウムと合金化する金
属材料で構成される金属層をさらに含む、
請求項1または2に記載の電池。

40

【請求項5】

前記金属材料は、銀、金、ケイ素、アルミニウム、亜鉛、カドミウム、インジウム、鉛
、ガリウム、ビスマス、アンチモン、スズ、およびマグネシウムからなる群より選択され
る少なくとも1つを含む、
請求項4に記載の電池。

【請求項6】

前記金属材料は、銀を含む、
請求項4に記載の電池。

50

【請求項 7】

前記参照電極は、前記金属部材を被覆する金属リチウムをさらに有する、
請求項 1 または 2 に記載の電池。

【請求項 8】

前記金属リチウムの量と前記正極活物質層の初期充電容量とは、前記金属リチウムの量を a (mAh) とし、前記正極活物質層の初期充電容量を b (mAh) とした場合に、
 $100 < (a + b) / a < 1000$
を満たす、
請求項 7 に記載の電池。

【請求項 9】

前記金属部材は、前記固体電解質層に接している、
請求項 1 または 2 に記載の電池。

10

20

30

40

50